

バスターミナルのバリアフリー化について

(令和2年3月末現在)

【バリアフリー化の目標】

バスターミナルについては、「1日当たりの平均的な利用者数が3千人以上であるバスターミナルについては、令和2年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。」とされている。

バスターミナルの段差への対応施設数

区分	項目	総施設数	1日当たりの利用者数が3千人以上の施設	段差が解消されている施設数 (移動円滑化基準第4条に適合)	
				3千人以上の施設数	3千人以上の施設に対する割合(%)
	平成23年度	158	51	84	80.4%
	平成24年度	155	52	85	82.7%
	平成25年度	154	50	87	82.0%
	平成26年度	150	49	86	83.7%
	平成27年度	150	48	87	89.6%
	平成28年度	146	46	85	91.3%
	平成29年度	140	47	82	93.6%
	平成30年度	136	47	83	93.6%
	令和元年度	136	41	84	95.1%

(注)バスターミナルとは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルであり、旅客の乗降のため事業用自動車を同時に2両以上停留させることを目的として設置した施設であって、道路の路面その他の一般交通の用に供する場所を停留所として使用するもの以外のものである。

【参考】バスターミナルのエレベータ・エスカレータ設置施設数

区分	1日当たりの利用者数が3千人以上の施設のうちターミナルが1階以外に設置されている施設	エレベータを設置している施設数		エスカレータを設置している施設数	
		割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)
平成30年度末	9	8	88.9%	7	77.8%
令和元年度末	7	7	100.0%	6	85.7%

(注)1日当たりの利用者数が3千人以上の施設のうちターミナルが1階以外に設置されている施設に対するエレベータ、エスカレータのいずれか、又はその両方を設置している施設の割合は100%である。